

●香川県監査委員告示第2号

包括外部監査人石川千晶から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第8項の規定により、次の者に補助させる必要がなくなった旨の通知があったので、同条第9項の規定により、次の者が補助者でなくなったことを告示する。

平成29年10月6日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 香川芳文
同 高城宗幸

補助者の氏名	住 所
桜内 文城	愛媛県宇和島市保手5丁目7番15号